



市
推奨品

推奨品の
一例

ここで、出会う。

湖山の宝

Treasure Discovery Project

を募集!!

かすみがうら市ブランド化推進会議は、市内産農林水産物やその加工品の中から、市推奨品「湖山の宝」としてふさわしいものを審査の上、認定します。認定されると、推奨証のロゴマークを使用することができます。(3年有効・更新有り)

お米やお惣菜、スイーツとかたくさん商品があって、市内の生産者さんが心を込めて作っている宝なんだ!

推奨品として認定するもの

市内に住所または事業所がある生産者と団体による市内の農林水産物またはその加工品で、市の推奨品として、その認知・信頼性を高め、需要拡大の促進や市の産業振興に資すると認められるもの。応募条件は以下のとおり。

農林水産物

加工品

- ①～⑤のいずれかに該当する農林水産物で「霞ヶ浦」の環境にやさしい農林水産業に取り組んでいることが認められるもの。
- ①いばらきみどり認定を受けているもの
- ②有機農産物であるもの
- ③茨城県特別栽培農産物の認証を取得しているもの
- ④基礎GAPなどに取り組むとともに、環境負荷の少ない農業に取り組んでいると認められるもの
- ⑤国または県において催された展示会・品評会などで入賞したもの

- ①および②のいずれにも該当するもので、市特産品となりうるもの。
- ① 品質が優秀であると認められるもの
- ② 郷土色が豊かなもの

申込期限 **令和7年12月5日金**

申込・問い合わせ先
ブランド化推進会議事務局(農林水産課内)
 ☎029-897-1111 内線 2504

※認定審査については、令和8年1月以降に実施予定です。
 ※申込用紙は、市農林水産課窓口での設置のほか、市ホームページにおいてダウンロードできます。

市ホームページは
こちらから

かすみがうらの 美しい自然を 未来へ

みんなで
ごみ減量化

生ごみ処理容器等設置 事業補助金のお知らせ

かすみがうら市では、家庭での生ごみ処理を推進し、生ごみの減量化・再資源化を図るため、以下のような生ごみ処理容器および生ごみ減量化機器の購入費の一部に対し補助金を交付しています。

| 対象容器および補助金額 | コンポスト容器 | EMぼかし容器 | 生ごみ減量化機器 (※電気を使用する機器を除く) |
|-------------|--|--|--|
| | | | |
| | 1世帯当たり2基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 4,000円/1基 | 1世帯当たり2基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 2,000円/1基 | 1世帯当たり1基まで 購入価格(税抜)の4分の3 (1,000円未満は切り捨て) 限度額 10,000円 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用し、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。 ●庭や畑などに設置できます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●EMぼかし(有機物を発酵させた資材)を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にできます。液肥も取り出すことができます。 ●台所やベランダ、軒下などに設置できます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●細菌その他の生物の活動を促進することにより、生ごみを減量または堆肥化させることが可能な機器です。 ●台所やベランダ、軒下などに設置できます。 |

- 補助金には限りがありますので、購入前に環境防災課までご連絡ください。
 - 過去5年間に補助を受けた方は、補助の対象になりません。
 - 生ごみ処理機の中には、補助の対象にならない製品があります。
(例：家庭の排水設備に設置し、生ごみを破砕させ下水道へ流すタイプなど)
 - 申請は、市民課(市民窓口センター)、千代田出張所(千代田コミュニティセンター)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)、環境防災課(千代田庁舎)で行えます。詳細については環境防災課にお問い合わせ、または市のホームページをご覧ください。
- 市ホームページは
こちらから
-
- 環境防災課(千代田庁舎)

6月は 不法投棄防止 強化月間です

注意!あなたの土地が狙われています!



「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などとうまい話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく、土地所有者に及ぶこともあります。不法投棄、野焼き、不適正な残土の埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「**不法投棄 110番**」まで通報をお願いします。

不法投棄・野焼きを見つけたら 不法投棄 110番 0120-536-380へ

受付時間は平日の8時30分～17時15分です。受付時間外は最寄りの警察署まで。
 環境廃棄物規制課 ☎029-301-3033